

○上毛町就学援助費交付規則

平成18年4月1日

教育委員会規則第28号

改正 平成20年3月24日教委規則第3号

平成24年10月25日教委規則第5号

平成27年3月19日教委規則第1号

平成27年12月28日教委規則第5号

(目的)

第1条 この規則は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条及び第49条の規定に基づき、経済的理由により就学が困難と認められる児童及び生徒の保護者に対し就学援助費（以下「援助費」という。）を交付することにより、上毛町立の小学校及び中学校（以下「町立学校」という。）における義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。

(交付の対象者)

第2条 援助費の交付を受けることができる者は、町立学校に在籍又は町内に住所を有している児童生徒の保護者で、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）又は要保護者に準ずる程度に経済的に困窮している者で、上毛町教育委員会（以下「教育委員会」という。）の認定を受けた者（以下「準要保護者」という。）とする。

(援助費の種類)

第3条 援助費の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、生活保護法第13条の規定により教育扶助を受けているときは、第1号から第5号までの援助費は交付しない。

- (1) 新入学児童生徒学用品費
- (2) 学用品費
- (3) 通学用品費

- (4) 校外活動費
- (5) 給食費
- (6) 修学旅行費
- (7) 医療費（学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第14条の規定により学校において治療の指示を受けた疾病に限る。）
（援助費の額）

第4条 前条各号の援助費の種類ごとの額は、別表のとおりとする。

（申請）

第5条 援助費の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、就学援助費申請書（別記様式。以下「申請書」という。）を町立学校の校長を経由して、教育委員会に提出しなければならない。この場合において、教育委員会は、当該児童生徒と生計を一にする世帯全員の所得証明等、必要書類の提出を求めることができる。

（認定）

第6条 教育委員会は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、認定の適否を決定しなければならない。

2 認定は、保護者の経済状況のほか、その児童生徒の日常の生活状況や家庭の事情等を勘案し、総合的に判断するものとする。

3 教育委員会は、民生委員・児童委員に対し、助言を求めることができる。

4 教育委員会は、第1項の規定により交付の適否を決定したときは、就学援助費申請結果通知書により町立学校の校長を経由して、当該申請者にその旨を通知するものとする。

（受領等の委任）

第7条 援助費交付の認定を受けた者（以下「認定者」という。）は、援助費の交付請求、受領等の権限を町立学校長に委任するものとする。

2 委任を受けた町立学校長は、援助費の請求、受領及び執行について善良なる管理者としての注意をもって事務を処理しなければならない。

(交付方法)

第8条 援助費の交付は、認定者から請求、受領の委任を受けた町立学校長に支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第3条第1項第7号に規定する医療費は直接医療機関に支払うものとする。

(異動の届出)

第9条 認定者は、援助費を必要としなくなったときは、その旨を町立学校長を経由して教育委員会に届け出なければならない。

(認定の取り消し等)

第10条 教育委員会は、認定者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。この場合、町立学校長を経由して認定者に通知するものとする。

(1) 第2条の規定に該当しなくなったとき。

(2) 虚偽の申請その他不正な手段により認定を受けたことが判明したとき。

2 教育委員会は、前項の規定により認定を取り消した者に対し、既に交付した援助費の一部又は全部を返還させることができる。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、援助費の交付に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月24日教委規則第3号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年10月25日教委規則第5号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月19日教委規則第1号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成 27 年 12 月 28 日教委規則第 5 号）

この規則は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

別表（第 4 条関係）

要保護及び準要保護児童生徒に係る就学援助費支給表

区分	小学校（円）	中学校（円）
新入学児童生徒学用品費	20,470	23,550
学用品費	11,420	22,320
通学用品費（小1、中1学年は無）	2,230	2,230
校外活動費（宿泊は有）	3,570	6,010
校外活動費（宿泊は無）	1,550	2,240
給食費	本人負担額	本人負担額
修学旅行費	21,190	57,290
医療費	本人負担額	本人負担額

○支給額は年額とする。

○支給は、各学期末とする。

○医療費は、対象疾病で保険適用の治療に要する医療費（本人負担3割額）でありひとり親家庭等医療証等を交付されている児童生徒は初診料及び再診料のみ対象とする。

○準要保護児童生徒は全項目支給対象になるが、要保護児童生徒は修学旅行費と医療費のみが対象となる。

別記様式(第5条関係)

年度就学援助費申請書

学 校 名	児 童 ・ 生 徒 名	性 別	学 年	生 年 月 日
		男 ・ 女	年	年 月 日
		男 ・ 女	年	年 月 日
		男 ・ 女	年	年 月 日

申 請 理 由	
---------	--

本 人 も 含 む 世 帯 構 成	氏 名	個 人 番 号	続 柄	生 年 月 日	年 齢	職 業 ・ 勤 務 先
			世帯主	年 月 日		
				年 月 日		
				年 月 日		
				年 月 日		
				年 月 日		
				年 月 日		

校 長 の 意 見	
-----------	--

上記のとおり申請します。なお、私の世帯の状況等について教務課が調査することに同意します。

年 月 日

住所

申請者(保護者)

氏名



上毛町教育委員会 様

別記様式（第5条関係）